

農業経営の改善・発展を目指して

～複式簿記・青色申告をもとに経営管理を強化しよう～

複式簿記と青色申告で、家計と経営を分離し、経営管理を強化するとともに、家族経営協定を締結するなどして、就業条件の整備や円滑な世代交代について、家族内での話し合いを進めましょう。

収支計算から複式簿記、白色申告から青色申告、給与制の導入、雇用の導入、規模拡大・多角化、法人化など経営の発展段階に応じた取組を進めていきましょう。

まずは、複式簿記をもとにした決算書を作成し、事業計画を作成して経営を行い、点検・改善を繰り返す経営管理を実践し、経営改善に努めましょう。

経営を法人化したり、後継者や第三者に経営継承する場合にも経営の財産を明らかにした貸借対照表の作成を含む計数管理が大切になってきます。また、円滑な経営継承のためには、平成27年1月1日から改正された相続税課税強化など税制にも的確に対応していくことが求められています。

こうしたことから本冊子では、経営開始から経営継承までにあたって押さえておくべき事項を計数管理面にポイントをしづらってご紹介致します。

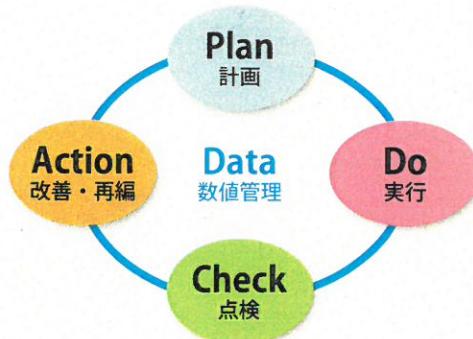
目 次

簿記を基礎にマネジメントサイクルを実践しよう	3
青色申告で給与制の導入と有利な税務に取り組もう	4
経営や生活について話し合い、家族経営協定を締結しよう	5
法人化で経営を継続・発展させよう	6
早期の相続対策等で円滑な経営継承を進めよう	7
経営の改善・発展のために「新たな農業経営指標」を活用しよう	24
届出書類 新規に農業始める場合（親から経営を引き継いだ場合）	8
届出書類 農業をやめる場合（後継者へ経営移譲する場合）	13
届出書類 消費税の主な届出書と手続き	16

簿記を基礎にマジメントサイクルを実践しよう

農業経営には複式簿記による計数管理が基本。家計と経営の分離が第1歩です。経営サイクル（マネジメントサイクル）の出発点は、自分がどんな経営を目指したいかという目標で、次に目標を達成するための計画を立てます。その計画に基づいて行動し、過程や結果という実践について点検します。評価から改善が行われ、また新しい計画が立てられ、再び実行に移されるというサイクルが、らせん状に動いていくことで経営改善は進みます。

マネジメントサイクル



複式簿記は、税務計算上の基礎資料とする税制の役割があり、節税のために記帳しようと始められる方もいると思いますが、自己の経営を見つめ直す判断材料をつくり経営計画を立てる上での大きな役割を担っていることも重要な点です。

簿記は個人の場合、所得税の課税期間に合わせ、1月1日から12月31日までの1年間の決算をします。記帳するのは、農業経営に関するものだけでよく、家計に関するものとは区別します。簿記は、「習うより慣れろ」、ペン（パソコン）を持ってとにかく書くことです。理論的なことは後からついてくればよく、まず決算までやり通すことが大切です。

経営を捉えるのは複式簿記

複式簿記では、収入と支出だけの収支計算に加え、財産の変動も記帳していきます。複式簿記でなければ、財産状況を含めた自分の経営を捉えることができないのです。例えば、「肥料を購入した」、「米を売り上げた」とします。肥料を現金で購入すれば、“お金”が減りますし、売上が営農預金に入金すれば、“お金”が増えています。現金が減った（結果－資産の減少）のは、肥料を購入（原因－費用の発生）したからで、営農預金が増えた（結果－資産の増加）のは、米を売った（原因－収益の発生）からといったように、取引には二面性があり、その両方を記帳して初めて損益計算書とともに貸借対照表が作成でき、経営実態がつかめるのです。

家族経営の場合、家計と経営の区別の問題もあるでしょう。売上が伸び、コストが低減され、利益が上がっているはずなのに、手元にお金が残っていない、預金通帳はマイナスだということがあります。生命共済の掛金や生活費など家計へ多く流れているのかもしれません。当然、農業経営としての費用ではありませんが、預金という資産の減少になります。

この他、借入金の返済が目前に迫っているのに、手持ちのお金を新たな投資に向けたり、肥料・農薬などを買わなければならないお金であるのに、借入金の繰り上げ償還にまわしてしまい、結局借入金で生活しなければならなくなったりなど、多くの問題が生じないよう、無理のない投資計画や着実な借入金の返済計画を立てていく上で、複式簿記が必要です。つまり、お金を何に使い、何で回収するのかという、お金の流れを捉えることができる複式簿記です。

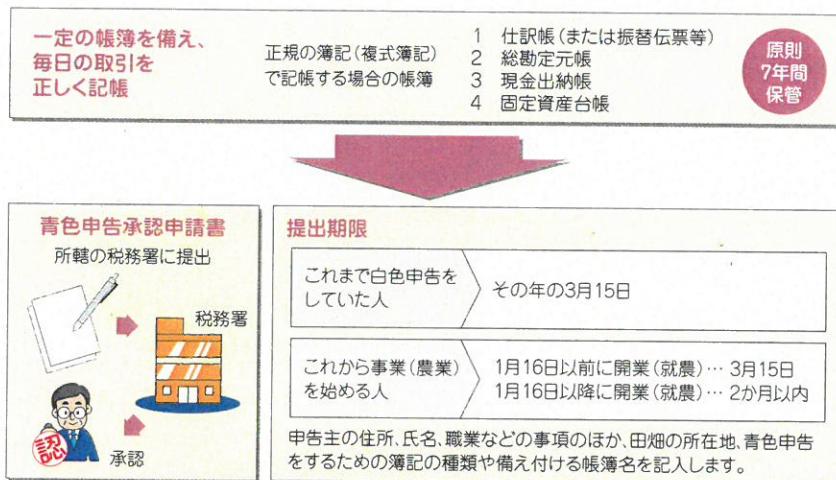
※ 農業の会計に関する指針（一般社団法人全国農業経営コンサルタント協会、公益社団法人日本農業法人協会制定）や農業簿記検定（一般財團法人日本ビジネス技能検定協会主催、全国農業会議所等後援）なども参考にして下さい。

青色申告で給与制の導入と有利な税務に取り組もう

所得税は、1年間に得た所得とその所得に対する税金を自ら計算して申告し納税するという「申告納税制度」が原則となっています。確定申告は、この所得税額などを確定させる納税者の行為で、1年間に得た所得に対する税金の総決算をする働きを持っています。申告時期は2月16日から3月15日までです。青色申告は、一定の帳簿を備え付け、日々の記帳に基づいて所得と税額を計算し、申告します。白色申告に比べていろいろなメリットがあります。

青色申告のメリット

- ◆複式簿記で記帳し、損益計算書、貸借対照表の添付により65万円の特別控除
- ◆純損失（赤字）が出た場合、純損失が出た年の翌年から3年間の繰越控除
- ◆青色申告者と生計同一の15歳以上の親族で6ヶ月以上農作業従事者への給与は、全額必要経費算入……など



平成26年1月からは記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大され、青色、白色申告を問わず、事業所得等が生じる業務を行う全ての方が対象となっています。領収書等や帳簿等の書類を5年間もしくは7年間保存するなどし、収入、経費に関する事項について、取引年月日、売上・仕入先の名称、金額等を帳簿に記載することが求められています。

提出書類 (P8~P15)

■新規に農業を始める場合（親から経営を引き継いだ場合（相続含む））

- 個人事業の開業届出書
- 所得税の青色申告承認申請書
専従者給与等を支給する場合は併せて提出
- 青色事業専従者給与に関する届出書
- 給与支払事務所等の開設届出書（人を雇用しようとする場合も必要です）
- 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

※ 事業主（源泉徴収義務者）は、源泉徴収した所得税額を原則的には毎月給与等を支給した翌月の10日までに税務署に納付する。しかし、給与等の支給を受ける人が常時10人未満の源泉徴収義務者については、半年分ずつ年2回にまとめて納付できる制度「源泉所得税の納期の特例制度」が設けられており、この特例の適用を受ける場合に必要となる。

■農業をやめる場合（後継者へ経営を引き継いだ場合（相続含む））

- 個人事業の廃業届出書
- 所得税の青色申告の取りやめ届出書
専従者給与等を支給していた場合は併せて提出
- 給与支払事務所等の廃止届出書

経営や生活について話し合い、家族経営協定を締結しよう

家族経営協定は、家族内の話し合い運動です。農業経営や生活の現状認識を出発点とし、家族各人の立場や働き方の明確化、確かな経営計画や樹立等を図り、家族全体や個々人の夢を実現していくための「家族経営協定」に取り組みましょう。家族経営におけるマジメントサイクルの出発点であり、家計と経営の分離のための有効な方法でもあります。

また、家族経営協定の締結によって、認定農業者制度、農業者年金、青年就農給付金、制度資金などで利活用の幅が広がる可能性があります。

家族経営協定で、①家族みんなが経営参画し、②女性農業者の地位を確立し、③後継者の自立をバックアップし、④法人化、法人経営の確立を進めていきましょう。

家族経営協定を経営・生活に生かす手順

①まずは現状を見つめ直す

家族みんなの話し合いで、経営や生活の現状を見つめ直し、家族の就業条件・生活条件をめぐる課題、経営上の改善点等を明らかにしましょう。

②対応策を検討する

家族構成員の就農意欲の向上・経営内での立場の明確化を図るための対応方向を検討するとともに、簿記を基にした計数管理を踏まえて、これから経営目標・方針を検討しましょう。

③協定書に調印する

話し合いに基づいて、経営や生活の実態にあった協定書を作成します。協定締結にあたり、第三者の立会人を入れることで、当事者一人ひとりの意識を高めることにもつながります。

④協定内容の点検・充実を図る

協定締結後は、協定内容の実施状況を点検したり、協定書を生かしつつ、家族内の話し合いを進め、絶えず経営や生活の改善・充実に努めていきましょう。

家族経営協定締結に向けて、家族で話し合う時のポイント

① 就業条件の整備

労働報酬の支払いや収益の分配方法は?、労働時間を把握し、休日・休憩時間を定めているか?、安全対策を含む作業環境の整備に努めているか?

② 経営管理の充実

記帳の主担当は誰か?、記帳を踏まえての情報を共有化・明確化できているか?、定期的に家族会議(経営会議)を開いているか?、家族構成員各人の意見を反映し、経営方針や事業計画を立てているか?

③ 円滑な世代交代

家族内で次世代へ経営権の移譲をどのように進めるか?、経営資産の移譲時期や方法を決めているか?、相続への対応はできているか?

④ 生活面のルール化

家事労働を適正に評価しているか?、家計の管理はできているか?、老後生活の備えはどうしているか?

法人化で経営を継続・発展させよう

農業経営の法人化は農業経営の改善・発展につながること、他産業並みの就業条件が整備されるなど、「農業」が魅力ある職業となるための基礎的条件の整備につながります。

平成27年3月に閣議決定された「新たな食料・農業・農村基本計画」においては、『法人経営には、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承、雇用による就農機会の拡大等の面で、効率的かつ安定的な農業経営に向けてメリットが多いことから、農業経営の法人化を推進する』とされています。

法人化は、次のようなメリットを活用することで、経営を継続・発展させていくための選択肢の一つです。

- 経営と生活が分離され、徹底した経営管理が可能になる
- 資金調達・販路開拓などの面で対外信用力が向上する
- 「企業」としてのイメージ向上で有能な人材・後継者確保につながる
- 社会保険制度の適用等により構成員・従業員の就業条件が整備できる
- 経営の円滑な継承ができる
- 税制、資金など制度上で優遇措置がある

一方で、税金や社会保障制度の負担、複式簿記での記帳義務が生じます。

法人化の検討にあたっての8項目

- ① なぜ法人化なのか、整理できたか。(法人化の意義、メリット・デメリットは何か、法人化は経営を継続・発展させるための選択肢の一つ)
- ② 法人形態や個人と法人の違いなど農業法人についての理解を深めたか。(農業法人とは何か、どの法人形態を選ぶか、関係法律・諸制度の確認はできたか)
- ③ 構成員、役員は誰にするのか。(農業生産法人要件や農事組合法人要件、農業者年金制度などの制限事項に注意)
- ④ どんな事業を展開し、事業運営のために必要な資金をどう調達するか。(経営理念・方針をもとに事業計画をどう立てるか、資金はいくらにするか)
- ⑤ 農地ほか資産、負債を法人にどのように引き継ぐか。(引き継ぎに伴う税務にどう対応するか、補助事業で導入した農機具等をどう取り扱うか)
- ⑥ 会計税務、労務管理等法人運営のルールをどうするか。(事業年度をいつにするか、役員報酬をいくらにするか、作業分担、労災保険等への加入をどうするか)
- ⑦ 農業法人関係に認められている支援制度等の有効利用を図れないか。
- ⑧ 設立日を決め、定款作成等法人設立手続き、専門家等の関与などをどう進めていくか。

農業法人とは、「法人形態」によって農業を営む法人の総称で、農業経営をしている全ての法人があてはまります。この農業法人には「農事組合法人」と「会社法人」の2つのタイプがあります。

農事組合法人は、農協法に基づき、共同利用施設の設置及び農作業の共同化を行う「1号法人」と農業経営を行うことができる「2号法人」に分けられます。

会社法人は、会社法に基づき、持分会社（合資・合名・合同会社）、株式会社（公開会社、株式譲渡制限会社）があり、企業の営利追求を目的としています。

また農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別されます。農地の所有権を取得できるのは「農業生産法人」のみです。

早期の相続対策等で円滑な経営継承を進めよう

農業経営を後継者等へ円滑に継承していくためには、経営資産をきちんと計算・管理し、売買などの譲渡のほか、相続、贈与により引き継いでいく必要があります。

家族経営の場合、一般的には相続により財産を承継することが考えられますが、その際、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など大きな問題があります。このため、遺言の作成など事前に相続問題に対策を立てておくことは、避けて通れない「相続時」にあわてないためにも経営者として大切な心構えです。平成27年1月からは相続税の課税が改正され、課税対象者の増加が見込まれる状況でもあります。

農業においては、農地等についての「相続税・贈与税の納税猶予制度」が設けられ、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図る措置がされています。また、制度の併用はできませんが、平成15年からは相続時精算課税制度が創設されています。

このほか、農業を含む中小企業者に事業承継税制として、「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例」が措置されています。

こうした特例等の活用も検討し、早めの相続、経営継承に向けた対策を検討されることをお勧めします。まずは経営資産を含めた財産の把握から始めましょう。

平成27年1月からの相続税の課税の改正内容

遺産に係る基礎控除額

改正前 5,000万円+1,000万円×法定相続人数→**改正後** 3,000万円+600万円×法定相続人数

※ 遺産は、現金、預貯金、土地、建物、農機具、棚卸資産などです。農地については、たとえば純農地であれば、農地の固定資産評価額に、その地域の農地の売買実価額等を基として国税局長の定めた一定の倍率を乗じて計算した金額により評価します。

相続時精算課税制度

贈与税の課税制度には、「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つがあり、一定の要件に該当する場合には、相続時精算課税を選択することができます。この制度は、贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。暦年課税の場合、基礎控除額が毎年110万円ですが、この控除額が合計で2,500万円になります。ただし、「相続時精算課税制度」を選択した場合は、その選択に係る贈与者から贈与により取得する財産については、その選択をした年分以降、全て相続時精算課税が適用され、「暦年課税」へ変更することができないなど注意が必要です。

非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予及び免除の特例

後継者である相続人等が、相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を経営していく場合には、その相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限る）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

後継者である受贈者が、贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である贈与者から全部又は一定数以上取得し、その会社を経営していく場合には、その受贈者が納付すべき贈与税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限る）に対応する贈与税の納税が猶予されます。

この非上場株式等納税猶予税額は、先代経営者や経営承継受贈者が死亡した場合などにはその全部又は一部が免除されます。なお、免除されるときまでに特例の適用を受けた非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、非上場株式等納税猶予税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

※ 非上場株式等とは、中小企業者である非上場の株式または出資のことといいます。